

関税定率法等の一部を改正する法律の施行
に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

- 1 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 外国貿易船等の入出港の際に提出させる旅客氏名表及び乗組員氏名表の記載事項を規定するとともに、積荷目録の記載事項を追加することとする。(関税法施行令第12条、第13条、第13条の2、第16条関係)
 - (2) 総合保税地域の許可要件のうち、当該許可に係る一団の土地等を所有又は管理する法人に係る要件を削除することとする。(関税法施行令第51条の11関係)
 - (3) 業として貨物を輸入した者が保存すべき帳簿の記載事項、保存すべき書類の種類、これらの保存期間(帳簿については7年間、書類については5年間)等を規定することとする。(関税法施行令第83条関係)
 - (4) 知的財産権侵害物品の認定手続における輸入者名等の権利者への通知及び権利者名等の輸入者への通知を、認定手続開始通知書に記載して行うこと等を規定することとする。(関税定率法施行令第61条の3関係)
 - (5) 軽減税率を適用する物品について、手続を要する物品の追加指定等を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第5条、第62条及び第63条関係)
- 2 蔵入承認書等の記載事項として仕出人の氏名等を追加することとする。(関税法施行令第36条の3、第51条の4、第51条の12関係)
- 3 税関事務管理人を定めることを要しない手続として、条約に基づく自動車の一時的輸入に係る手続等を加えることとする。(関税法施行令第85条関係)
- 4 関税犯則事件調査の際に作成する書類の謄本又は抄本の作成において毎葉にしている契印に代えて契印機による打ち抜き文字等契印に準ずる措置を執ることができることとする。(関税法施行令第103条関係)
- 5 国立大学の法人化に伴い、新設される国立大学法人が設置する大学等について、従来の国立大学等同様に特定用途免税の対象とすることとする。(関税定率法施行令第17条関係)

- 6 保税蔵置場等の許可手数料及び臨時開庁承認手数料等の税関関係手数料、通関士試験受験手数料並びにコンテナの承認手数料等の改定を行うとともに、情報通信の技術を利用して申請等を行う場合の手数を軽減するものについてはその軽減された手数料を規定することとする。（関税法施行令第70条、第70条の2、税関関係手数料令第2条から第8条まで、通関業法施行令第12条及びコンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第18条関係）
- 7 石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度について、還付率の改定を行うこととする。（関税暫定措置法施行令第19条関係）
- 8 加工再輸入減税制度について、対象となる輸出原材料の追加指定を行うこととする。（関税暫定措置法施行令第44条関係）
- 9 特惠関税制度について、次による改正を行うこととする。
 - (1) 特惠受益国からエストニア、スロバキア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、マルタ、ラトビア、リトアニアを除外することとする。
 - (2) 特惠関税の適用から特定の国を原産地とする特定の物品を除外することとする。（関税暫定措置法施行令第49条及び別表第1関係）
- 10 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成16年度又は同年度上期の関税割当数量を定めることとする。（関税割当制度に関する政令別表関係）
- 11 相殺関税制度及び不当廉売関税制度において、同種の貨物等を輸入した生産者であっても主たる事業が同種の貨物の本邦における生産である場合には、当該生産者を本邦の生産者に含めることとする。（相殺関税に関する政令第2条及び不当廉売関税に関する政令第4条関係）
- 12 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 13 この政令は、平成16年4月1日から施行することとする。ただし、9(1)については、平成16年5月1日から、1(3)については、平成16年10月1日から施行することとする。